平成２５年（フ）第７７号
北海道苫小牧市美園町３丁目11番２―101号
債務者　渡部　瑞絵（旧姓小玉）
1　決定年月日時　平成25年６月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第３２２号
仙台市若林区大和町５丁目11番40―1310号、従前の住所埼玉県川口市大字安行慈林701番地の１　ドミールイナリギ105号
債務者　柳澤　　修
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３２８号
仙台市若林区上飯田２丁目26番59号、従前の住所東京都武蔵村山市中原２丁目19番地の11
債務者　村上　美紀
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第３６７号
仙台市太白区鹿野３丁目22―14―201、住民票上の住所仙台市若林区河原町２丁目４番５―803号
債務者　平野久仁子
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第１７０号
岐阜県瑞穂市野田新田4112番地１　メゾン21―205号
債務者　柏原　幸代
1　決定年月日時　平成25年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１７１号
岐阜市西改田松の木35番地３
債務者　山田　美香
1　決定年月日時　平成25年６月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
岐阜地方裁判所

平成２５年（フ）第１４５号
兵庫県加古川市平岡町山之上684番地の38城の宮第１住宅１Ａ―202号
債務者　杉野チズミ
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１４８号
兵庫県姫路市四郷町東阿保1398番地６ベルファミーユⅡ202、従前の住所兵庫県姫路市飾磨区下野田４丁目１番地２
債務者　田路　智仁
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１５８号
兵庫県姫路市下手野５丁目10番２―211号
債務者　新井慶子こと　朴　　慶子
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１６０号
兵庫県加古川市八幡町下村509番地の22、従前の住所兵庫県加古川市尾上町養田157番地の２　尾上グリーンハイツＢ―401号
債務者　足立キヌエ
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１８３号
兵庫県加古川市米田町船頭537番地船頭県住Ａ―105号
債務者　車谷　敏彦
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第１８４号
兵庫県加古川市加古川町河原53番地の１メゾン台和107号、従前の住所兵庫県加古川市米田町船頭537番地船頭県住Ａ―105号
債務者　車谷えり子
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２０３号
兵庫県姫路市勝原区熊見355番地10、従前の住所兵庫県姫路市勝原区朝日谷277番地１　バーミィガーデンⅠ103号
債務者　萩原　京子（旧姓山下）
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２０８号
兵庫県高砂市伊保港町１丁目９番11号、従前の住所福岡県福岡市西区内浜２丁目２番13―101号
債務者　原山　省二
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２１３号
兵庫県姫路市余部区上余部145番地13
債務者　青山誠こと　金　　誠
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２５年（フ）第２２１号
兵庫県姫路市辻井６丁目11番５号
債務者　宇野　清美
1　決定年月日時　平成25年６月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年８月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部